

二宮町まちづくりボランティア連合会規約

(名称)

第1条 本会は、二宮町まちづくりボランティア連合会(以下「連合会」という)と称する。

(事務所)

第2条 連合会の事務所を二宮町福祉センター内に置く。

(目的)

第3条 連合会は、ボランティア精神(公共の場において公益となるための精神)をもって地域活動、社会福祉活動、保健活動、文化活動、防災活動、緑化活動、美化活動、環境保護保全活動など町民としてできる各種まちづくり活動に参加協力し、会員相互のふれあいを深めると共に、広くボランティア活動を実行する団体、個人を支援することにより、素晴らしいまちづくりに資することを目的とする。

(事業)

第4条 連合会は、前条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の交流、情報交換
- (2) ボランティアの啓発、発掘、相談、支援
- (3) ニーズへの対応
- (4) 研修会、勉強会の開催
- (5) 共同事業の実施
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 連合会は、第3条の目的に賛同し登録した会員ボランティア団体(3名以上)をもって組織する。

(会員及び会費)

第6条 会員は次の区分によりそれぞれ会費納入の義務を負う。

- (1) 正会員は(12条に述べる)定例会における議決権を有し会費3,000円(年)を納入する。
- (2) 準正会員は会費3,000円(年)を納入するが議決権を有しない。

(入退会)

第7条 入会団体は名簿、規約(更新分)、決算書を毎年度末に提出しなければならない。

2. 入会は随時とするが退会は年度末とする。
3. 入会許可は役員会で決定する。

4. 営利、宗教、政治目的を以て会内で活動する団体は受け入れない。

(運営)

第8条 運営は、団体会員会費、一般寄付金、事業による収益の一部及び町よりの補助金、
によって運営される。

(役員)

第9条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書 記 2名
- (4) 会 計 1名
- (5) 理 事 2名

2 役員は総会において立候補、推薦又は選挙によって選出する。

3 役員の任期は2年とし、二期を限度とし再任を妨げない。補欠による役員の任期は、
前任者の任期間とする。

(役員の職務)

第10条 役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、連合会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- (3) 書記は、本会の記録事務を行なう。
- (4) 理事は、役員業務全般について協力する。

(会計監査)

第11条 会計監査を2名置き、本会会計の監査を行なう。

(会議)

第12条 連合会の会議は役員会、定例会、総会とする。

- (1) 定例会は、役員及会員の代表者又は役員等代理人1名をもって構成する。
- (2) 定例会は、年4回とし、その他必要に応じ臨時定例会開催する。
- (3) 定例会は、会長が招集し、議長は副会長2名が交替で行う
- (4) 定例会は、事業計画、事業報告、予算決算を審議し、総会で決定又は承認
する。
- (5) 会議の議事は、出席した正会員の過半数を以って決する。

(事務局)

第13条 連合会の事務及び運営を行なうため事務局を置く。

(会計年度)

第14条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は連合会における役員会、定例会の両会において協議し定める。

附則

1. この規約は、平成16年6月17日から施行する。
2. 参加登録団体は、平成17年4月1日改定の規約に則るボランティア団体とする。

附則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。